

鹿 児 島 県 公 報

令和元年10月25日（金）第50号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（※）

(人事課取扱い) 1

教 育 委 員 会 規 則

○鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則（※）

(教職員課取扱い) 2

規 則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第24号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年鹿児島県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の前の見出しを削り、同条を第8条の2の3とし、同条の前に見出しとして「（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）」を付する。

第8条の次に次の2条を加える。

(超過勤務を命ずる際の考慮)

第8条の2 知事は、職員に超過勤務（条例第8条第2項に規定する勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮するものとする。

2 知事は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に超過勤務を命ずる場合には、これらの職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意するものとする。

(超過勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第8条の2の2 知事は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員を除く。第3項及び第4項において同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、限度時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

2 前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、知事は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて職員に超過勤務を命ずる必要がある場合に限り、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月
- 4 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、知事が限度時間（前項の規定により超過勤務を命ずる場合にあっては、同項各号に掲げる時間又は月数）を超えて職員に超過勤務を命ずる必要があるときは、前3項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
- 5 知事は、前項又は労働基準法第33条第1項の規定により、限度時間（第3項の規定により超過勤務を命ずる場合にあっては、同項各号に掲げる時間又は月数）又は同法第36条第1項の協定で定める労働時間（同項の協定で定める労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間をいう。）を超えて職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限に関し必要な事項は、知事が別に定める。
- 第8条の9中「第8条の2」を「第8条の2の3」に改める。
- 第10条第1項ただし書中「（昭和22年法律第49号）」を削り、同項第1号を次のように改める。
- (1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

附 則

- 1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日までの間における改正後の鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条の2の2第3項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和元年11月以後の期間に限る。）」とする。

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月25日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第4号

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則（平成7年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の前の見出しを削り、同条を第7条の2の3とし、同条の前に見出しとして「（育児を行う学校職員の深夜勤務の制限の請求手続等）」を付する。

第7条の次に次の2条を加える。

（超過勤務を命ずる際の考慮）

第7条の2 学校の長は、学校職員に超過勤務（条例第8条第2項に規定する勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、学校職員の健康及び福祉を害しないように考慮するものとする。

- 2 学校の長は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（以下「再任用職員」という。）で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により採用された学校

職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に超過勤務を命ずる場合には、これらの学校職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める学校職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意するものとする。

（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第7条の2の2 学校の長は、学校職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項に規定する教育職員に限る。第3項及び第4項において同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、限度時間の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

2 前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校の長は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時的に限度時間を超えて学校職員に超過勤務を命ずる必要がある場合に限り、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において45時間を超えて超過勤務を命ずる月数について6月

4 大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合において、学校の長が限度時間（前項の規定により超過勤務を命ずる場合にあっては、同項各号に掲げる時間又は月数）を超えて学校職員に超過勤務を命ずる必要があるときは、前3項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

5 学校の長は、前項又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第33条第1項の規定により、限度時間（第3項の規定により超過勤務を命ずる場合にあっては、同項各号に掲げる時間又は月数）又は同法第36条第1項の協定で定める労働時間（同項の協定で定める労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間をいう。）を超えて学校職員に超過勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の超過勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該学校職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行うものとする。

6 前各項に規定するもののほか、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第7条の9中「第7条の2」を「第7条の2の3」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年11月1日から施行する。

2 令和2年3月31日までの間における改正後の鹿児島県学校職員の勤務時間に関する規則第7条の2の2第3項第3号の規定の適用については、同号中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和元年11月以後の期間に限る。）」とする。